

令和3年4月22日

News Release

財務省近畿財務局



Ministry of Finance Kinki Local Finance Bureau

国有財産近畿地方審議会の開催結果

1. 審議会の概要

- (1) 名 称 第132回国有財産近畿地方審議会
- (2) 開催日時 令和3年4月22日(木) 午前10時00分～10時55分
- (3) 開催場所 大阪市中央区大手前4丁目1番76号
近畿財務局大会議室(大阪合同庁舎第4号館8階)

※ 議事録等は当局ホームページに後日掲載します。

2. 審議会の議事内容

下記諮問事項のとおり処理することを適当と認める。

【諮問事項】留保財産の選定について

財産の所管：財務省

会 計 名：一般会計

所在地	区分	面積
大阪市中央区谷町二丁目31番ほか	土地	4,727.26 m ²
大津市御幸町111番3ほか	土地	4,192.59 m ²
和歌山市二番丁2番ほか	土地	2,907.32 m ²



說明資料

第132回

国有財産近畿地方審議会



令和3年4月22日
近 畿 財 務 局

留保財産の選定について

No.	所在地	面積
①	大阪市中心区谷町二丁目31番ほか	4,727.26m ²
②	大津市御幸町111番3ほか	4,192.59m ²
③	和歌山市二番丁2番ほか	2,907.32m ²

国有財産の管理処分にかかる見直し ～国有財産の更なる有効活用～

現状と課題

- 未利用国有地のうち、国として保有する必要のないものについては、原則として速やかに売却。これまで売却を推進してきた結果、未利用国有地全体のストックが減少。
(注) 未利用国有地のストック(全国): [ピーク時] 平成13年度末 15,859件、[直近] 平成29年度末 3,125件
- 国有財産の希少性が高まっており、今ある国有財産を現在世代のみのために費消し尽くすのではなく、将来の地域・社会のニーズに備える必要。



主な見直し内容

将来世代に残すべき財産の選定

- 有用性が高く希少な国有地については、国が所有権を留保し（留保財産）、売却せずに定期借地権による貸付を行うことで、有効活用（最適利用）を図っていく。
- 留保財産の活用にあたっては、用途を限定せず、民間へのヒアリング等を通じてニーズの事前調査を行うとともに、地方公共団体からも意見を聞き、利用方針を策定。

留保財産の活用の手順

(審議会諮問) ①留保財産の選定基準の策定



(審議会諮問) ②留保財産の選定



③利用方針の検討



(審議会諮問) ④利用方針の決定

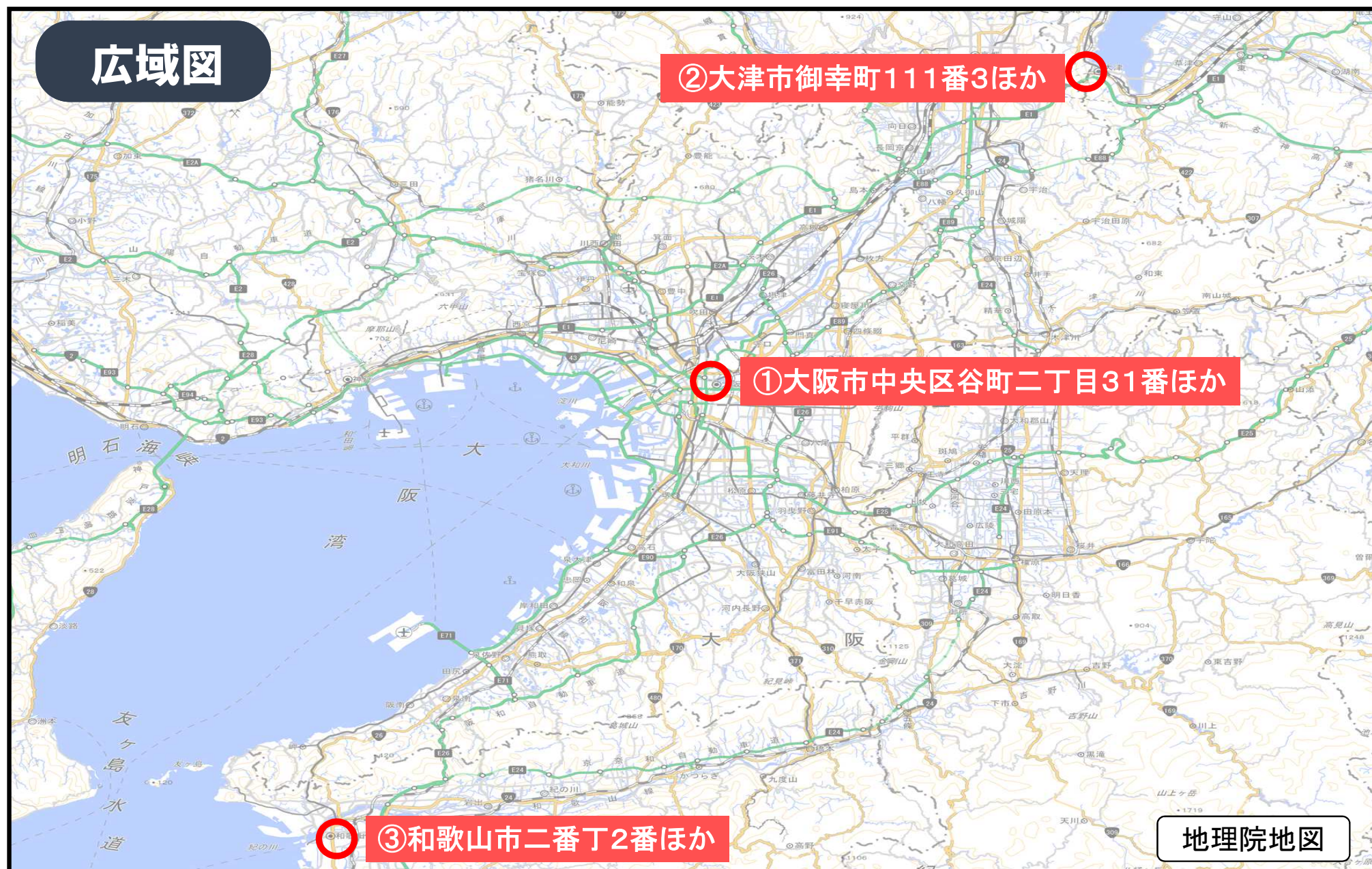
近畿財務局における留保財産の選定基準

1. 次に掲げる「地域・規模に関する要件」に該当する未利用国有地等であって、立地条件、財産価値、人口・交通の状況等の財産の特性や地域の実情（以下「個別的要因」という。）も踏まえ、所有権を留保することが適当と認められるものについては、留保財産として取り扱うものとする。

地域		規模
府県名	市区町村	土地面積
大阪府	大阪市、堺市、守口市、東大阪市	2,000㎡以上
京都府	京都市	
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	

※ 留保財産の対象地域は、上記市区町村の行政区域のうち、最新の国勢調査に基づく人口集中地区(DID)とする。

2. 上記1の「地域・規模に関する要件」に該当しない財産であっても、個別的要因を踏まえ、所有権を留保することが適当と認められるものについては、留保財産とすることができるものとする。





周辺図



①大阪市中心区谷町二丁目3 1 番ほか

面積：4,727.26㎡

用途地域：商業地域

建ぺい率：80% 容積率：800%

現況写真

①大阪府中央区谷町二丁目3 1 番ほか



航空写真

①大阪市中心区谷町二丁目3 1番ほか



©大阪市

①大阪市中央区谷町二丁目の選定理由

- 本財産は、大阪市の人口集中地区に所在する4,727㎡の国有地。大阪市の中心部に所在し、重要路線「谷町筋」に面する。
- 周辺には、国の合同庁舎や大阪府庁等の官庁施設が多数集積。
- 現庁舎は、大阪合同庁舎第6号館への移転により廃止されるが、本地については、将来における行政需要が見込まれる。
- 今後、地方公共団体に導入すべき機能等に関する意見を聞き、必要に応じて民間へのヒアリング等も行って地域のニーズを把握し、利用方針案を検討。

位置図

大津市役所

②大津市御幸町111番3ほか



対象財産

京阪 上栄町駅



大津びわこ合同庁舎
大津地方裁判所

滋賀県庁



JR大津駅

地理院地図

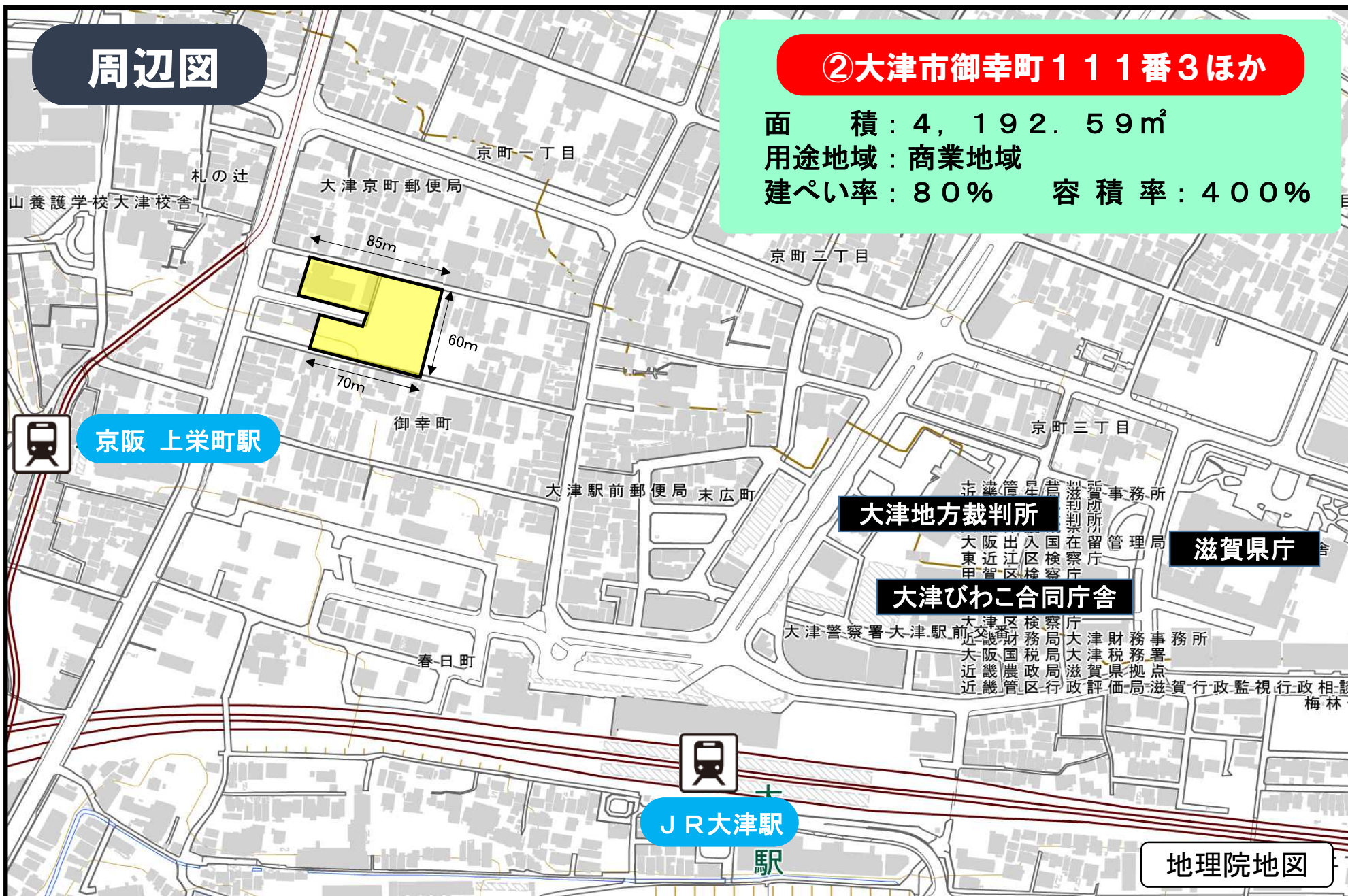
周边图

②大津市御幸町 1 1 1 番 3 ほか

面積：4, 192. 59m²

用途地域：商業地域

建ぺい率： 80% 容 積 率： 400%



現況写真

②大津市御幸町111番3ほか



航空写真

②大津市御幸町111番3ほか

地理院地図

②大津市御幸町の選定理由

- 本財産は、大津市の人口集中地区に所在する4,192m²の国有地。
大津駅から徒歩5分の市の中心地に所在。
- 国の合同庁舎や県庁にも近く、将来的な行政需要が見込まれる。
- 大津市は本地を含む中心市街地の活性化事業に取り組んでおり、事業の進展に伴う地域ニーズも見込まれる。
- 今後、地方公共団体に導入すべき機能等に関する意見を聞き、必要に応じて民間へのヒアリング等も行って地域のニーズを把握し、利用方針案を検討。



周辺図

③和歌山市二番丁2番ほか

面積：2,907.32㎡

用途地域：商業地域

建ぺい率：80% 容積率：400%



現況写真

③和歌山市二番丁2番ほか

和歌山地方合同庁舎
(旧)

和歌山地方合同庁舎
(現)

裁判所用途廃止部分

航空写真

③和歌山市二番丁2番ほか



©和歌山市

③和歌山市二番丁の選定理由

- ・本財産は、和歌山市の人口集中地区に所在する2,907m²の国有地。
- ・周辺は、県の行政・経済の中心地であり、市の立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域に指定。
- ・合同庁舎・裁判所敷地と合わせて約18,000m²の一街区を形成。
将来的な行政需要にも応えるため、一団の土地として保有したうえでの最適利用を検討。
- ・今後、地方公共団体に導入すべき機能等に関する意見を聞き、必要に応じて民間へのヒアリング等も行って地域のニーズを把握し、利用方針案を検討。